

答弁書第九二号

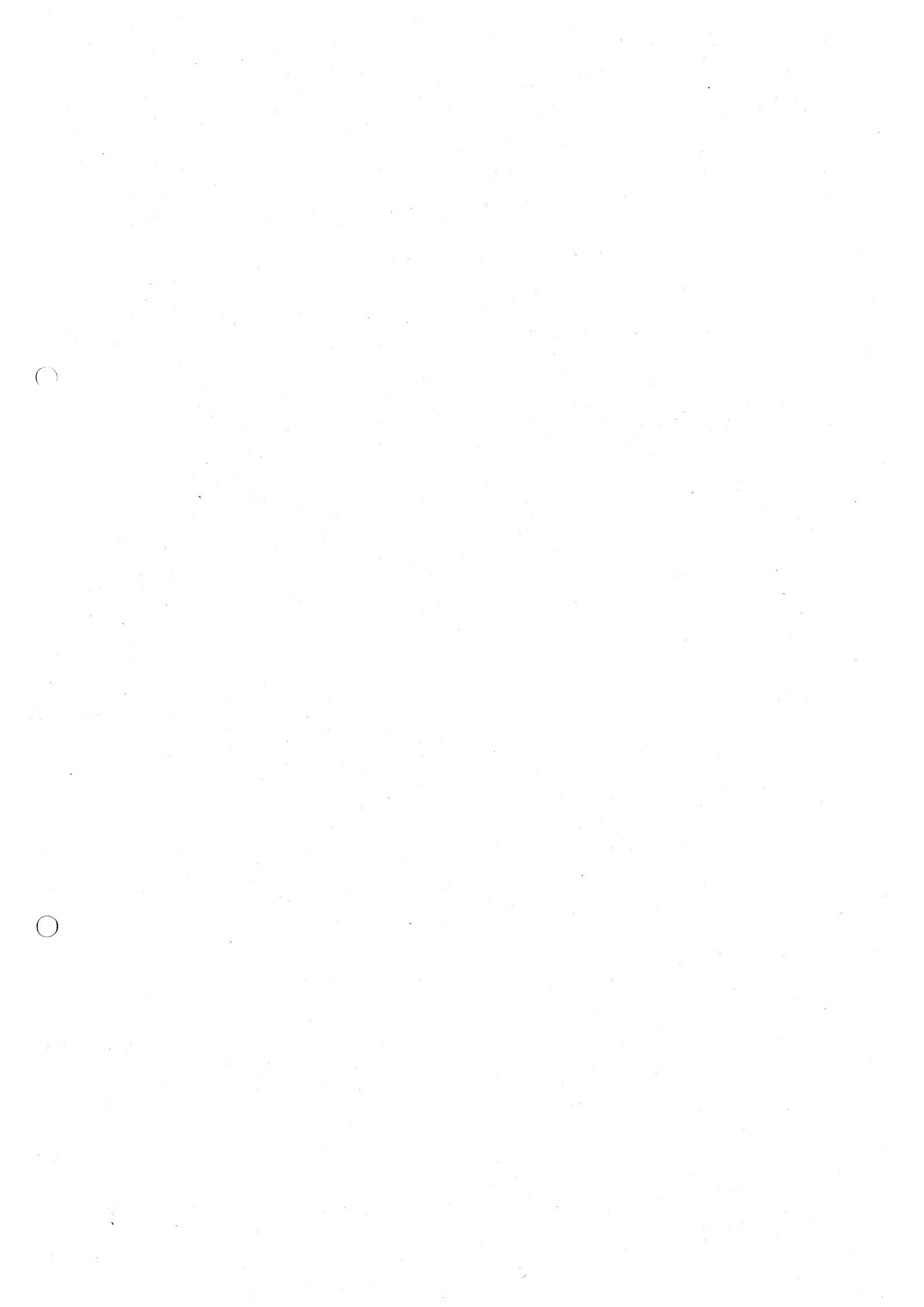
内閣参質一九二第九二号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の關係に  
関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分はその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

その上で、核兵器の使用に関するお尋ねについては、参議院議員白眞勲君提出政府が集团的自衛権の行使を認める中での核兵器使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書（平成二十八年四月十五日内閣参質一九〇第九七号）でお答えしたとおりである。

